

平成30年度

中部森林管理局国有林野等所在市町村長有志協議会連絡協議会 意見交換の概要

開催日時：平成30年11月27日（火） 13:30～17:10

開催場所：中部森林管理局 3階 大会議室

出席者：木島平村長、白馬村長、伊那市長、大桑村長、高山市長、下呂市長、中津川市長、南砺市副市長、設楽町副町長、上田市農林部長以上10地区代表ほか10名出席

発言要旨	回答
<p>1 公益重視の管理経営の一層の推進について</p> <p>① 登山道での鳥獣被害が見受けられるなか、高山植物の保護や、災害にはならなかったものの、崩落箇所もあり治山対策も必要と見受けられる。</p>	<p>① 高山植物等の食害の未然防止に取り組むとともに、治山対策については、引き続き対応してまいります。</p>
<p>2 森林・林業の再生に向けた取組について</p> <p>① 信州プレミアムカラマツにより、カラマツの価格も上がり評価されている。全国的に取り組んでもらいたい。</p> <p>② ペレットの利用を進めており、農業用のペレットストーブの導入に係る補助や支援制度について、他省庁も含め教えていただきたい。</p> <p>③ 木材加工での廃材、彫刻での木くず等収集し木質バイオマスエネルギーとして利用を行っている。木質バイオマスエネルギーの活用については、林野庁からの協力を頂いている。</p>	<p>① 信州プレミアムカラマツについては、県と連携した強度試験の実施や、デザインコンペの開催により、用途の拡大に取り組んでいます。</p> <p>② 農林水産省では、地域の木質バイオマスを農業利用するにあたり、「食料産業・6次産業化交付金」、「農山漁村振興交付金」、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」が、経済産業省では、「地域の特性を活かしたエネルギー地産地消促進事業」等の補助金の活用が考えられます。</p> <p>③ 木質バイオマスエネルギーの模範的な利用方法であり、引き続き木質バイオマスの活用をお願いします。</p>
<p>3 松枯れ対策について</p> <p>① 松枯れ被害が大きいですが、空中散布については、住民の反対で中止となってしまった。松枯れ対策の薬剤の空中散布や地上散布について、適切に実施すれば人体に影響がないという科学的なデータや、周辺住民と行政が連携・協力して薬剤散布と松林保全を両立させている全国各地の事例を提供願いたい。</p>	<p>① 松くい虫被害対策の薬剤散布で使用される薬剤は、農薬取締法に基づく農薬登録制度によって登録された薬剤です。登録された使用方法（用法・用量）に従って使用している限り、国民の健康及び生活環境は保たれるものと考えます。（事例については別途提供）</p>

発 言 要 旨	回 答
<p>4 有害鳥獣対策について</p> <p>① 白馬岳の山頂でイノシシが確認された。登山客に対しても危険を及ぼすこともあるため、獣害対策をお願いしたい。</p>	<p>① 環境省が中心となって構成されている協議会に森林管理署も参画しており、山麓地域周辺での捕獲に協力していくなど、獣害対策について、引き続き対応してまいります。</p>
<p>5 国有林野の管理・利用について</p> <p>① 国有林の管理について、放牧用を借受けているが、返地を考えたい。現状復帰が条件であるが、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>② 国有林の活用として、ブナ林の入口にレク森を設定し、ビジターセンター等を整備していく予定である。 公共施設も木造化を進めているので、森林資源を利用していく中で、木材利用と観光振興を両立させることが課題である。</p>	<p>① 現状復帰を基本としていますが、管轄する森林管理署において現状を詳しく伺わせていただき、対応させていただきたいと考えます。</p> <p>② 県内で先導して森林資源を活用していることに感謝いたします。公共施設の木造化については今後とも、連携して取り組んでまいりたいと考えます。</p>
<p>6 森林環境（譲与）税、森林経営管理法について</p> <p>① 森林環境譲与税の使途については、これまで局署から何度も説明を受けてきたが、個別具体的な使い方や詳細なマニュアルを示していただきたい。</p> <p>② 森林整備が本来の使途であるが、子供達への森林体験学習に充てるなど検討をしたい。そのため遊歩道の整備にも使えるようお願いしたい。</p> <p>③ 都市部では、譲与税の趣旨が十分に理解がされておらず、自由に使えると理解している自治体もある。森林整備に使途が限定されるよう、林野庁あげでの指導をお願いしたい。</p> <p>④ 譲与基準の3割は人口であるが、都市部における譲与税の使途については、上流部の森林整備等へ活用するようお願いしたい。</p>	<p>① 森林環境税譲与税は地方譲与税であり、詳細なマニュアルにより、国が使途の詳細な範囲を示すことは馴染まないことから作成しておりません。</p> <p>② 不特定多数が森林を利用するなど、市町村として説明可能な使途であれば対象に含まれると考えられます。</p> <p>③ 都市部では森林がほとんどなく、森林の整備を行う自治体は少ないので、都市部から子供達を招き、森林や木材利用についての重要性を理解させるなどの使途は可能です。林野庁としても、そのような、都市部の使途を啓発していきます。</p> <p>④ 林野庁としても、都道府県を通じて配布している事例集等を使い、都市との交流や都市部の木材利用等、上流部での森林整備につながるような使途をPRしていきたいと考えます。</p>

発 言 要 旨	回 答
<p>⑤ 森林環境税については、地方の考えを重視し意見を積み重ねていただき、試行錯誤しながら柔軟なやり方をお願いする。</p> <p>⑥ 都市部に配賦された税については、森林利用に必ず使うよう徹底していただきたい。</p> <p>⑦ 3割が人口という譲与基準では、山村地域にとって不利になってしまう。上流部の少ない人口で森林の多様な機能を維持していることも踏まえ、配分変更も検討していただきたい。また、譲与税を活用した都市との交流については、都市部の取り合いとなるおそれがあるため、調整を行う機関を検討するなどしていただきたい。</p> <p>⑧ 3割が人口という譲与基準について、将来的に見直されるものと理解しているがどうか。</p> <p>⑨ 7月の豪雨災害で発生した倒木の処理が未だなされていないところもある。下流域の水源を守って重要な役割を果たしているため、森林環境税は上流域の整備に使うよう指示をお願いしたい。</p> <p>⑩ 都会の人を呼び入れるためにも、安全に配慮して登山道の整備が必要であり、税の用途については柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>⑪ 森林環境教育を徹底して行い、意欲のある林業経営者を育成することで、災害に強い森林づくりを進める考え。森林環境（譲与）税を活用し、そうした人材の育成にも力を入れていただきたい。</p>	<p>⑤ 森林環境税は平成36年から本格的に導入されるものなので、譲与税を有効に使っていただくとともに、また意見をどんどん出していき事例を積み上げて、山にとって良い税となるよう進めてまいりたいと考えています。</p> <p>⑥ 林野庁としても、都市部に働きかけてまいります。</p> <p>⑦ 税を導入するに当たっては、都市部の理解も必要であったことをご理解願います。都市部においても税が有効に使われるよう、積極的に事例を示してまいります。</p> <p>⑧ 法律事項であり、見直される可能性はゼロではないと思いますが、回答としては難しいところです。</p> <p>⑨ 税を活用した森林整備が促進されるよう、林野庁としても引き続き助言や参考となる事例の紹介等を行っていきたいと考えています。</p> <p>⑩ 地方の裁量で用途は決定されますが、用途についての説明責任があるため、目的の趣旨にあった用途となるよう考慮する必要があります。</p> <p>⑪ 森林経営管理制度における意欲と能力のある林業経営者については、事務の手引きの案を近いうちにお示しさせていただきます。</p>

発 言 要 旨	回 答
<p>⑫ 森林経営管理法について意向調査を進めるには、境界確定が必要であり、境界確定を進めていきたいが、技術者が少なく、職員の負担増を懸念している。</p> <p>7 その他について</p> <p>① 阿寺溪谷の入口に、知らない間に地主が替わり、森林斜面が伐採され太陽光発電施設が建設された。県等の規制には限界があるため、傾斜地の規制について検討をお願いしたい。</p> <p>② 林業労働者について、林野庁では外国人労働者へのインターンシップの検討を行っているのか。 若手の参入が少ないので、林業の担い手育成には積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>③ 観光振興のための森林活用をPRしているが、森林文化を発信できる地域として、国有林を休日に見学希望する者が多い。土日の見学対応は可能か。</p> <p>④ ふるさと納税について、総務省から木を使った郷土家具はふさわしくないとの指摘を受けている。郷土家具の振興は、匠の技の継承にも資するため、木に関係する事案には省庁通じて柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>⑫ 森林経営管理制度については、地域林政アドバイザーなどの人材を活用しつつ、進めていただきたいと思います。林野庁では、市町村の職員を対象とした森林・林業施策に関する実務研修しており、また、平成31年度から新たに市町村へ指導・助言を行うことのできる技術者を養成する研修等も開催するのでご活用ください。また、境界明確化については、外部へ委託することも可能です。</p> <p>① 林地開発制度については、災害の防止の観点から審査しており、それに基づき対応している状況です。環境省、経産省においても、急傾斜地での規制を検討していると承知しています。</p> <p>② 木材産業の業界では、複数年の研修労働者を取り入れています。林業については、3年間を研修期間として現在検証を行っておりますが、言葉のハードルがあり、まだ試行として対応している状況です。担い手育成は重要な課題であり、中部局としても、事業体の先輩従事者がアピールし関心を持ってもらえるよう効果的な取組を行ってまいります。</p> <p>③ 土日の見学対応については、地元の森林管理署と相談しながら進めていただきたいと思います。</p> <p>④ 林野庁としても、関係省庁と連携を密にして対応をしていきます。</p>